

公立大学法人青森公立大学定款（抜粋）

第1条～第10条（略）

（学長の任命等）

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、委員6人で組織し、選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次の各号に掲げる者各3人により構成する。

(1) 第19条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第22条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

6 委員には、第19条第2項第5号に掲げる経営審議会の委員が含まれるようにしなければならない。

7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までの規定に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

第12条～第21条（略）

第22条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる者（以下この節において「委員」という。）により構成する。

(1) 学長

(2) 学部長

(3) 学長が指名する理事

(4) 学長が定める研究科その他の教育研究上の重要な組織の長

(5) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第23条～第29条（略）

附 則（略）